

6.2 常勤理事の報酬等に関する規程

昭和 59 年 12 月 11 日理事会決

2001 年 4 月 17 日理事会改正決

2004 年 3 月 10 日理事会改正決

2011 年 12 月 12 日理事会改正決

第 1 条（目的） この規程は、定款第 3 2 条に基づき、常勤理事の報酬等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（報酬） 常勤理事の報酬は年俸制とする。

2 常勤理事の報酬の限度額は、次のとおりとし、その報酬は理事会が定める。ただし、事務局職員が常勤理事を兼務する場合は、常勤理事としての報酬は支給しない。

専務理事 9,600,000 円以下

3 報酬は 1 2 等分にして毎月支給する。

第 3 条（報酬の支払日） 報酬の支給日は原則として毎月 20 日とする。ただし、支給日が休日の場合は、前日に繰り上げる。

第 4 条（報酬の支払方法） 報酬は法令等に基づき報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残高を申請にもとづく金融機関口座に全額振り込む。

第 5 条（通勤手当） 報酬とは別に、通勤手当を全額支給することができる。

第 6 条（月割計算） 常勤理事が任期の途中で就任または退任する場合の年俸は、月割り計算によりこれを支給する。ただし、1 か月に満たない期間については、1 か月に切上げる。

第 7 条（退職慰労金） 常勤理事の退職慰労金は、支給しない。

第 8 条（定年） 常勤理事の定年は、原則として満 63 歳とし、定年に達した日以後の最初の年の総会までを任期とする。ただし、理事会が特に必要と認めるときは、更に 1 期 2 年を限度として延長することができる。

第 9 条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則 この規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。